

給与の支払者向け

定額減税説明会の開催について

共催：松任税務署・（公社）松任法人会・松任税務署管内青色申告会連合会・松任間税会

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、令和6年度税制改正の大綱におきまして、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除(以下「定額減税」といいます。)を実施することが盛り込まれました。

源泉徴収義務者には、月々の源泉徴収や年末調整といった従来からの源泉徴収事務に加え、定額減税に係る対応等を求めることになります。

税務署では、令和6年分所得税の定額減税(源泉所得税関係)を適切に実施するため、この制度に対する源泉徴収義務者のご理解とご認識を深めていただけるよう、「定額減税説明会」を開催いたしますので、是非ご参加ください。

事前予約が必要です！

松任税務署管内 開催日程等一覧

開催日 (令和6年)	開催時間	会場	定員	申込方法及び 問合せ先
4月16日(火)	(1回目) 10:00~11:00	白山市松任学習センター プララ〈ライブシアター〉 (白山市古城町305番地)	各80名	LINEによる事前予約 又は 松任税務署 (自動音声案内) 076-276-2345
4月17日(水)				
4月24日(水)				
4月25日(木)	(2回目) 13:00~14:00	松任税務署〈1階会議室〉 (白山市博労町2丁目22番地)	各60名	
5月13日(月)				
5月14日(火)				
5月23日(木)				
5月24日(金)				

※参加料は無料。事前予約のない方の入場は可能ですが、人数に限りがあります。

加えて、駐車場にも限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

また、説明会来場の際には、税務署から送付した「定額減税パンフレット」をご持参ください。

●定額減税 特設サイト（国税庁HP）

定額減税に関する詳しい情報等はこちらをご覧ください。



●公式LINEによる事前予約

LINEからの事前予約はこちらからどうぞ

(国税庁の公式LINEからお友達登録して事前に予約してください。)



●定額減税に関する一般的なお問い合わせ

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

【電話番号】0570-02-4562（ナビダイヤル）【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

令和6年能登半島地震に関する国税のお知らせ

令和6年能登半島地震に際し、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。
災害により被害を受けられた方に、税制上の措置についてお知らせいたします。

雑損控除等の特例措置について

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

1 住宅や家屋等に被害を受けた方

(1) 雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができます。

(2) 災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができます。

2 個人事業者の方

○ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

● 令和6年能登半島地震に関するお知らせ (国税庁 HP)

災害に関する各種税制措置の詳細は、
今後、国税庁ホームページなどで随時お
知らせする予定です。

